

「援助効果向上のための我が国の行動計画」の実施状況表

わが国は、2005 年 2 月 28 日～3 月 2 日まで開催されたパリ援助効果向上ハイレベルフォーラム（パリ HLF）において、「援助効果向上のためのわが国の行動計画」を発表した。

パリ HLF 終了から現在に至るまで、わが国は右行動計画の実施に取り組んでいる。この実施状況表は、右行動計画に基づき、その実施状況を取り纏めたものである。

全般的な評価

パリ HLF の際に、わが国におけるローマ調和化宣言の実施状況を取り纏めたところ、援助効果向上アジェンダの実施状況は一部のパートナー国においてグッドプラクティスが見られたただけであった。

現在では、より広範囲のパートナー国において様々なグッドプラクティスが見られるようになるなど、「援助効果向上に関するパリ宣言」「援助効果向上のためのわが国の行動計画」に則って、わが国における援助効果向上アジェンダの実施状況が深化（deepening）及び拡充（expanding）していることが観察できる。

国内的な取り組み

現在、ODA の実施体制の改革プランの具体化作業を行っている（実施機関の再編を含む）。

国際レベルの取り組み

パリ宣言のフォローアップ作業に積極的に関与した。例えば、国際レベルの活動として以下があげられる。

1. DAC 援助効果作業部会への積極的な関与。（例：2003 年以来副議長を務めている。12 の数値目標の設定作業及びパリ宣言モニタリングのための枠組みづくりへの関与。）
2. DAC ガバナンスネットワーク及び LENCDC (Learning Network on Capacity Development) を中心とした能力開発に関する議論への関与。
3. 2006 年にパリ宣言の実施促進を目的としたアジア地域ワークショップの開催を計画中。
4. SPA (Strategic Partnership with Africa) への積極的な関与。
5. 2006 年 1 月に開発成果マネジメントをテーマとした第 5 回 ODA 評価東京ワークショップを開催（アジアから 18 のパートナー国が参加。）

各パートナー国レベルの取り組み

具体的には以下のとおり。

I. 国家開発戦略への整合性（アラインメント）向上

具体的措置 1 : Program-based approaches (PBAs) のより一層の強化。

(1) 援助協調重点国において、アップストリームの分析作業に積極的に参加する。また、現地の他ドナー国及び国際機関と十分協議した上で、わが国の比較優位が認められ支援が出来るセクターを選択し、PBAs への関与をより一層強化していく。PBAs においては、パートナー国のオーナーシップ・リーダーシップ発揮を支援する。

(1) PBAs の枠組みの下、以下の事例を中心に被援助国のセクター開発戦略に沿って、我が国 ODA の援助計画を立案、実施している。また、モニタリングについては、案件レベルのモニタリングは我が国独自に行っている。セクターレベルのモニタリングは、PBAs の枠組みの下で行われる結果を共有している。

【主な事例】

- バングラデシュ（初等教育、保健）
- カンボジア（教育、保健）
- インドネシア（投資環境整備）
- ラオス（ケシ栽培撲滅後の代替生計支援）
- ネパール（初等教育）
- フィリピン（電力）
- 東チモール（交通分野のセクター投資計画）
- ベトナム（基礎教育）
- エチオピア（教育、保健）
- モザンビーク（教育）
- ニジェール（初等教育）
- タンザニア（農業、貧困モニタリング）
- ウガンダ（教育、保健、道路）
- ザンビア（地方行政）
- ボリビア（国家開発戦略モニタリング（統計））
- ホンジュラス（初等教育：EFA-FIT、シャーガス病）
- ニカラグア（教育、農業）

(2) 国別援助計画の策定・改定作業を通じて、当該パートナー国に対する我が国 ODA の「選択と集中」を進める方向にある。バングラデシュでは、世銀、ADB、DFID、日本の 4 ドナーで PRSP 支援のための共通支援戦略及びアウトカム・マトリックスを作成し

	<p>た。今後、それに基づき協調してプログラムの実施・モニタリングを行う予定である。</p>
<p>(2) 関係するドナーが途上国政府と結ぶ共同文書 (Joint arrangements such as Declaration and the memorandum of understanding) は、法的拘束力をもたないなどの柔軟性をもつ限り、PBAs 実施のための有効な枠組みとなりうるどころ、右文書への署名に向けて、前向きに対応する。</p>	<p>共同文書が法的拘束力をもたない限り、前向きに署名或いはエンドースしている。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • バングラデシュ (初等教育、保健) • カンボジア (調和化) • ネパール (ドナー協調の枠組みに関する行動規範) • 東チモール (計画・財政管理キャパシティ向上プログラム) • ベトナム (ホーチミン ODA パートナースhip、植林) • イエメン (援助協調に関する包括的な声明、水分野・戦略投資計画) • エチオピア (PRSP 策定の実施・モニタリング) • ガーナ (民間セクター開発) • タンザニア (貧困モニタリング) • ウガンダ (パートナースhip原則、民主化・ガバナンス、立法府支援、保健、教育、市民社会) • ザンビア (調和化) • ボリビア (パリ HLF を受けた調和化・アラインメント全体努力に関する合意文書、国家開発戦略モニタリングに資する国立統計院 (INE)戦略計画 (PEI)支援合意文書)) • ホンジュラス (初等教育：EFA-FTI) • ニカラグア (農業)
<p>(3) 援助ニーズにあわせて、様々な援助モダリティを柔軟に適用していくことによって、より高い援助効果の発現を図る (ドナー・ドナー間で補完性ととも、わが国 ODA における借款と無償援助、技協との有機的連携による援助効果向上、プロジェクト型援助とノン・プロジェクト型援助の連携を含む)。</p>	<p>(1) 援助モダリティの種類を拡充している。例えば、2004 年にタンザニアとベトナムに財政支援の供与を試行的にスタート。2005 年にはインドネシアに拡充 (development policy loan)、2006 年、供与対象国を拡充する方向で検討を進めている。</p> <p>(2) 一部の国において、試行的な国別ローリングプラン策定作業を進め、わが国 ODA における借款と無償援助、技協との有機的連携による援助効果向上、プロジェクト型援助とノン・プロジェクト型援助 (注：財政支援等) の連携を強化している。</p>

	<p>【主な事例】 バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、モンゴル、フィリピン、スリランカ、エジプト、サウジアラビア、エチオピア、ガーナ、マダガスカル、ルワンダ、タンザニア、ザンビア、ボリビア、ペルー</p>
<p>(4) PBAs の計画立案・実施プロセスで行われる、パートナー国・ドナーによる様々な共同作業 (joint diagnostic work, joint review, joint mission 等) に積極的に参加する。</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アフガニスタン：暫定版アフガニスタン国家開発戦略のための外部アドバイザー一會合に常任メンバーとして参加。UNDP パートナーシップ基金を通じて専門家を派遣。 ● バングラデシュ：初等教育、保健分野でのプログラム実施プロセスにおける共同作業への参加。民間セクター開発支援プロジェクト (PSDSP) の合同ミッションに参加 (世銀、DFID、EU、CIDA、日本)。ADB と合同で貧困削減における経済成長の重要性に関する調査・セミナーを実施し、PRSP に反映。世銀、ADB、DFID、日本で PRS 支援のための共通援助戦略マトリクスを作成。 ● カンボジア：インフラ及びジェンダーについては、日本をリードドナーとして、分野別作業部会においてCGのジョイントモニタリング指標決定に係わる政府及びドナーの共同作業取りまとめを行っている。また、最近設立された援助窓口機関能力向上のためのドナー合同の支援計画の策定プロセスに積極的に参加している。 ● ネパール：ネパール政府・主要ドナーでネパール5カ年計画 (PRSP) の作成・レビュー・モニター、中期公共支出枠組み (MTEF) の検討、IAP の作成・レビューを実施中。 ● パキスタン：地震災害支援のためのニーズアセスメント調査に、国連機関、世銀、ADB とともに参加。 ● フィリピン：世銀・ADB・日本で電力セクター合同ミッションを派遣。 ● 東チモール：統合支援プログラムにおいて、交通、水供給を始めとする各分野の政策枠組み協議に参加。 ● ウガンダ：公共財政管理改革プログラム (FINMAP) の策定プロセスに積極的に参加。 ● ザンビア：地方分権化支援のための合同調査に参加。

	<ul style="list-style-type: none"> ● ボリビア：世銀ボリビア貧困評価（05 年）等の世銀各種調査結果の情報普及における協働を通じ、新政権下における国家戦略及び PBAs 形成のための世銀との共同情報収集の実施。世銀ボリビア国別社会分析への日英参画。 ● グアテマラ：治安セクタードナー会合への参加を通じて、1 月に UNDP・GTZ・USAID・JICA で広域地域警察セミナーを共催。教育セクターネットワーク（相手国政府、NGO、ドナー）での共同作業に参画中。 ● ニカラグア：農村生産セクタープログラムの行動規範作成に積極的に介入、年間行動計画の見直し作業に関与。
<p>(5) 我が国の国別援助計画や各種協議等のプロセス及び結果の共有を進めていく。</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バングラデシュ：世銀、ADB、DFID、日本が PRS 支援のために共同で作成した共通援助戦略マトリクスについては、現地ドナー調整グループ（LCG）を通じて他ドナーにも参加を呼びかけている。 ● カンボジア：JICA の事業計画を同国政府関係機関、他ドナー、NGO と共有している。 ● パキスタン：国別援助計画策定後にワークショップを開催し、当地ドナー諸国への周知を実施。 ● ザンビア：2004 年の日本・ザンビアの二国間ベースの政策協議にて合意した Strategy Paper 等を関係ドナーと共有。 ● ボリビア：世銀次期 CAS 作成作業に合わせた我が国援助方針作成及び調整。 ● ニカラグア：2006 年より我が国はドナー・グローバル・テーブルのカルテット（スウェーデン、カナダ、EU、日本）の一員として、ドナーコミュニティの情報の共有、意思の疎通、共通意見の形成の促進に努めている。また、教育、保健、農村生産セクターのセクター・テーブル会議に参加し、常時我が国の援助計画、プロセス等に関する情報を共有。

II. 能力開発

具体的措置 2	
<p>開発援助の各段階（国・セクター分析、援助戦略の立案、プロジェクト事前準備、実施、モニタリング評価の各段階）において能力開発をより一層主流化する。</p>	<p>我が国の能力開発支援は、パートナー国の能力開発に関する戦略や目標に則って支援している。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外務省委嘱調査「Voice of the Partner: Making Capacity Development more Effective」 • JICA：能力開発ハンドブック及び調査研究。JICA 専門家派遣前研修。 • ベトナム：ODA 運営管理能力向上プロジェクト、世銀 PHRD を活用した Comprehensive Capacity Building Program for ODA Project Management。 <p>（注）PHRD=Policy and Human Resources Development Fund。世銀への日本政府信託基金のひとつ</p>
具体的措置 3	
<p>途上国の能力開発ニーズの現状診断を支援する。</p>	<p>基本的に分野ごとに能力開発ニーズを支援している。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ザンビア：地方分権化に向け地方行政の能力・課題に関する現状調査を実施中。また、質の高い保健医療サービスの提供能力向上のため、保健施設センサスを実施し、全国の第一次、第一次以下の保健医療施設のサービス内容・インフラ・機材・スタッフの現状調査を実施中。 • ボリビア：米州機構（OAS）との政治家・行政官能力開発ニーズ調査。世銀-JICA 共催のコミュニティー開発セミナー実行を通じ、国民セクター能力開発ニーズを調査） • ニカラグア：国内援助協調ファシリテーター（EU、UNDP、オランダ、日本）の一員としてニカラグア援助協調行動計画を作成し、右計画の実施に必要な能力開発の特定及び同計画の進捗状況モニタリング方法の制定作業に参加。2005年、現地援助関係調査委嘱により、同行動計画の実施に必要な条件・能力に関する調査

	を実施し、成果をニカラグア政府へ報告。
具体的措置 4	
有効な場合、南々協力及び地域協力を推進する。非 DAC 諸国との対話継続に努める。	南南協力、地域協力、非 DAC 諸国との対話継続に努力している。
その他	
上記に取り組むにあたって、JICA-NET 及び世銀の東京ラーニングセンター (TDLC) 等の IT インフラ・技術を活用する	JICA-NET 及び TDLC 等を活用し、集団研修コースや遠隔セミナー等を実施している。

III. 公共財政管理制度の改善

具体的措置 5	
公共財政管理分野の能力開発を支援する。様々なリソースを活用し、パートナー国の公共財政管理能力向上のための能力開発を支援する。例えば、世銀等が実施する CFAA (country financial accountability assessment) や PEFA (public expenditure and financial accountability) が実施する PMF (Performance Measurement Framework) 等に積極的に参加し、共有する。	<p>(1) 世銀等が実施する CFAA (country financial accountability assessment) や PEFA (public expenditure and financial accountability) が実施する PMF (Performance Measurement Framework) 等に適宜参加。</p> <p>(2) ラオス：公共投資プログラムの運営管理能力向上を支援中。</p> <p>(3) タンザニア：公共財政管理制度改革プログラムの一部を支援中。</p> <p>(4) ベトナム：PRSC の一環で、公共財政管理制度改革を支援中。</p>
具体的措置 6：援助予測性を向上させる。以下に最大限努力する。	
(1) マクロレベルの措置：パートナー国或いは特定セクターへの援助資金のフロー見通しに関する情	現在、国別レベルの援助資金フローについて、現地 ODA タスクフォース・ベースで、ノンコミッタブルベースで関連情報を適宜提供している。

報の共有。	
(2) メソレベルの措置：将来の事業実施見通しに関する情報の共有。	一部の国別ローリングプラン策定対象国については、現地 ODA タスクフォース・ベースで同ローリングプランをノンコミッタブルベースでパートナー国政府と共有することによって、将来の事業実施見通しを示している。
(3) ミクロレベルの措置：(プロジェクト実施について合意に達した案件については) 案件開始前に速やかに個別プロジェクトの事業予算の通報。	(1) 技術協力プロジェクト、開発調査については、現地 ODA タスクフォース・ベースで、ノンコミッタブルベースで関連情報を提供している。 (2) 多年度にわたる無償案件(国債案件)については、E/N 締結時に多年度にわたる協力期間中の供与上限額を通知している。 (3) 有償資金協力については、個別プロジェクトの多年度にわたる供与額を通知している。

IV. アンタイド化

具体的措置 7	
DAC「LDC アンタイド化勧告」を引き続き遵守する。	我が国は、2001 年に採択された DAC「LDC アンタイド化勧告」の実施努力に取り組んでいる。

V. 援助手続きの改善

具体的措置 8	
借款分野における援助効果向上のための作業を一層推進する。調達、公共財政管理等において、世界銀行、地域開発銀行等との間で手続きの調和化を進め	ベトナム、インドネシア、フィリピンで世銀、アジア開発銀行他との調和化に取り組んでいる。

る。	
具体的措置 9	
贈与分野における援助手続き合理化に最大限努力する。	<p>(1) 技術協力では、技術協力協定及び包括口上書の締結国を拡充することによって、援助手続きの合理化を推進している。また、ファーストトラック制度を導入し、援助案件の要請から本格実施までの期間短縮を進めている。</p> <p>(2) 無償資金協力では、2006年度より、防災・災害復興支援無償を導入し、事前の詳細な調査を経ることなく、災害直後から本格的な復興支援までの切れ目のない支援を迅速かつ柔軟に行うこととしている。</p>
具体的措置 10	
わが国 ODA を供与する際に、将来的にはドナーのスタンダードに見合って援用することが可能と思われる調達、公共財政管理、モニタリング報告等の country system を有する国及び当該 country system に関しては、制度改善及び人材育成等の能力開発を支援する。	<p>(1) ベトナム：世銀 PRSC 協調融資の一環で、公共財政管理制度改革を支援中。</p> <p>(2) インドネシア、フィリピン、ベトナム：同国政府の調達制度の改善のための助言を行っている。</p> <p>(3) タンザニア：公共財政管理制度改革プログラムの一部を支援中。</p>
具体的措置 11：調査団の数及び二国間ベースの会議の回数の削減を図る。	
<p>(1) 国際機関をはじめとする他ドナーの既存の基礎的な調査成果物の共有の徹底、案件形成における現地への権限委譲を進めることにより、TOR の重複する調査団の派遣を回避する。</p>	<p>人員、予算、権限面で在外強化を進めている。それによって、調査団数の削減効果が期待される。</p> <p>(注) 個別案件の事前調査、評価等を目的とし、ドナー合同で行う必然性のない調査団派遣については、調査団の TOR を明確化した上で、引き続き日本単独で調査団を派遣している。</p>
<p>(2) 同一テーマについては、複数の機関合同の調査団派遣の可能性も検討する。</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バングラデシュ：保健セクター（HNPS）の母子保健合同年次評価への参加。

	<p>民間セクター開発支援プロジェクト（PSDSP）合同プロ形ミッション（世銀、DFID、EU、CIDA、日本）への参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パキスタン：地震災害支援のためのニーズアセスメント調査に、国連機関、世銀、ADB とともに参加。 ● ザンビア：地方分権化実施への支援に向けての7 援助機関による合同調査に参加。 ● ボリビア：保健分野で日米合同調査団実施。 ● グアテマラ：シャーガス病対策プロジェクト合同評価（米州保健機構／世界保健機構－JICA）。
--	---

VI. 開発成果マネジメントの強化

具体的措置 1 2	
<p>今後、策定予定の国別援助計画については、試行的に成果主義を導入する。（例：当該国の開発目標の中で特に我が国が追求すべき開発目標を明確にし、そのために必要な援助の重点分野、重点項目を検討していく。）</p>	<p>現在、右を踏まえた国別援助計画の策定要領を策定中。</p>
具体的措置 1 3	
<p>パートナー国の成果重視によるモニタリング・フレームワーク（result-based monitoring framework）に基づき、現地レベルにおけるわが国ODAの案件の実施状況のレビューを強化する。</p>	<p>国別援助計画策定国を対象に、現地 ODA タスクフォースによるレビュー制度の導入を試行的に進めている。</p>

VII. 援助の政策立案・実施体制強化

具体的措置 14 : パートナー国における援助効果向上ニーズに柔軟に対処するため、以下について最大限努力する。	
(1) 東京サイド・現地サイドの業務効率向上を図る。既存業務を見直し、整理・統合・合理化を図る。	JICA では、業務の軽量化・効率化に向けた取り組みを行なっている。また、現地機能強化を通じて取り組んでいる。
(2) 中期政策における現地 ODA タスクフォース強化方針や JBIC・JICA の現地機能強化（含む、特に重点国において現地ドナーコミュニティで積極的に関与できるよう専門的知識やコミュニケーションスキルを備えた人材の配置）に引き続き取り組んでいく。	大使館、JBIC、JICA 事務所への赴任者に対する赴任前研修を強化している。現地 ODA タスクフォース人員能力強化のための遠隔会議方式の研修セミナーを実施している。また、PRSP、モニタリングシステム強化、公共財政管理分野を担当する要員を主要国に派遣している。

(Reference documents)

1. 「援助効果向上のためのわが国の行動計画」 (<http://www.mofa.go.jp/policy/oda/category/coordinate/action.pdf>)
2. わが国におけるローマ調和化宣言の実施状況 (Implementing the Rome Agenda in Japan's ODA (Self-reporting of Japan submitted to the Paris HLF) (<http://www.mofa.go.jp/policy/oda/category/coordinate/agenda0503.pdf>))

(了)